示

青森県告示第六十六号

(毎週月・水・金曜日発行)

第二千四百三十七号

月青森県訓令甲第二十七号)第十一条の規定により告示する。

平成十七年

### 同法第十条第二項の規定による公告..... 右 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 公有水面埋立ての免許の出願の要領...... 保安林の指定解除予定. 救急診療所の設置..... 生活保護法による介護機関の指定..... 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し..... 軽油引取税に係る特約業者の指定. 公印の調製及び廃止 告 目 同 告 示 次 政県 (医療薬務課) ... (総務学事課) ... 策生 策 策福 政 同 同 務 課 : 課活 課場 課祉 : : : : ∄. 껃

平成十七年二月四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

公 印 の 名

称

及

び 印

影

(金曜日) 二月四日

公 印 の 名 称 及 び 印 影

に記される。

青森県告示第六十七号

則第六十一号) 第十四条の二第二項前段の規定により告示する。 行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則 (昭和三十四年五月青森県規 ıΣ 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第七百条の六の四第二項の規定によ 岩手県知事及び愛知県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を

平成十七年二月四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

い会社 エネクスオート中部株	邻南石油株式会社	氏名又は名称
市原明	佐々木 光春	氏代 表者 名の
二丁目三八愛知県名古屋市北区浪打町	の一岩手県盛岡市永井一の三七	所在地主たる事務所又は事業所の
	<b>≍平</b> ボー・ 高	年指 月 日定

都

青森県告示第六十八号

長野県知事、和歌山県知事、香川県知事及び宮崎県知事から次の者につき軽油引取税 り、岩手県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、東京都知事、神奈川県知事、 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第七百条の六の四第九項の規定によ

四日同表の下欄に掲げる公印を調製したので、青森県文書取扱規程(昭和三十六年八

平成十七年一月二十三日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十七年一月二十

り告示する。 規則 (昭和三十四年五月青森県規則第六十一号) 第十四条の二第二項後段の規定によ に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行

平成十七年二月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

合連合会 宮崎県米穀商業協同組	石川石油株式会社	株式会社昭和興産	藤本雅史	長野石油販売株式会社	東信興業株式会社	有限会社瀬尾商会	小野田石油株式会社	有限会社山一商店	有限会社フルヤ商事	仲之蔵商事株式会社	千葉石油有限会社	有限会社千葉石油	氏名又は名称
和 田 勇	石川信幸	村上武		和田孝	林利雄	瀬尾好夫	小野田 哲也	鈴木	古家博	茅根弘道	千葉英幸	千葉晃	氏代 表 者 名の
二八宮崎県宮崎市宮田町一○の	一の八香川県観音寺市坂本町三の	七 香川県高松市東ハゼ町八七	一七和歌山市岩橋一七	九六の一九六の一長野県長野市鶴賀田町二三	の三の二六神奈川県相模原市千代田六	一の一八神奈川県平塚市四之宮六の	東京都新宿区中落合三の四		一六○ 栃木県那須郡南那須町大金	二の八茨城県日立市田尻町二の二	田字昼久保六の一岩手県岩手郡玉山村大字芋	八の八八の九〇岩手県岩手郡西根町大更一	所在地またる事務所又は事業所の
た <u>-</u>	"	一六・二・一四	一至・九・三〇		"	一六・ 九・三0	一六・九・一三	一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	六・  10・三		11	三平 一成 ・ 九	年指 月 日 消

上五条美女(四		
	上舌呆蒦去	
	_ 	-

日向木協商事株式会社

古本

琢 磨

六四七三字崎県日向市大字日知屋一

| | • | | • | | • | | | 0

青森県告示第六十九号 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年二月四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

有限会社さ	田株 建設 設社 成	有限会社さ	人千栄会 社会福祉法	こ有 ろ限 社	藤有 器限会 機社佐	グエ株 ル式 ビー社	チ株 イ式 学社	名称	居宅
				J		ンウ	=	小小	介
西津軽郡森田村	八 大字相内字相内 北津軽郡市浦村	七七七の一六四大字中里字亀山北津軽郡中里町	亀田一の一 大字柏木堰字南 南津軽郡藤崎町	九五話字鴻ノ巣五所川原市大字	三丁目八の一弘前市大字安原	町六五の一弘前市大字松森	目九 黎河台二丁 東京都千代田区	所の所在地 主たる事務	護事業者
	"	11	11	11	活型痴 介共呆 護同対 生応	通所介護	訪問介護	類 第 6	国居 首宅 日前 重護
グループホ	の I グ 里ムルー い プ い こ ホ	ー ムさくら がルー プホ	じーグ ムさ ん ふホ	ー ムこころ こころ	の	朝日温泉 アイサービ	おいらせ アイリスケ	名称	居宅介
北津軽郡鶴田町	二二二の一 大字相内字相内 相内	七七七の一六四北津軽郡中里町	亀田一の一 大字柏木堰字南 南津軽郡藤崎町	三一の一 桜田字鴻ノ巣四 五所川原市大字	七の二〇五所川原市大字	字巻屋四の一	の一一三七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	所 在 地	護事業所
	一一一五	デニ		14. 1.11	14. 1.10	14. 1. 六	宗平 三 元 一	年月日	指定

たサー ぽんぱん ぱんぱん かいりょう かいりょう かいり	くらファー
二〇〇の二六七 大字金木字芦野 北津軽郡金木町	三の三 大字中田字池田
"	"
ぽ ムルー プルー プホ	リムさきし
二〇〇の二六九 大字金木字芦野 北津軽郡金木町	尻四四の一 大字妙堂崎字崎
14.	jψ•
  - 	$\overline{\cdot}$

### 青森県告示第七十号

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、 同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年二月四日

青森県知事  $\equiv$ 村 申 吾

1*-10-110	泉郡字中山町	一大北 四字津 一今軽	支援事業所泉の里居宅介護	一四一 大字今泉字神山 北津軽郡中里町	ツ 有限会社ルー
<b>二平</b> 元 元	  丁目   	九前三 九西戸 二二郡	森 業所かっこうの 居宅介護支援事	桶屋平九の六〇八戸市大字妙字	有限会社リブ
年 月 日	在地	所	名称	所 在 地	名称
指定	業所	援 事	居宅介護支	支援事業者	居宅介護

青

# 青森県告示第七十一号

ıΣ 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定によ 次のとおり救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十七年二月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

平成二十年二月三日	Λ	南類家五丁目一の八	八戸市南舞	ニック クへ	99クリニック 医療法人はちの
認定の有効期限	地	在	所	称	名

## 青森県告示第七十二号

十六年法律第二百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、 森林法

平成十七年二月四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

解除予定保安林の所在場所

西津軽郡鰺ケ沢町大字南浮田町字美ノ捨五九の一九 (次の図に示す部分に限る。

保安林として指定された目的

\_

風害の防備

保安林を解除しようとする理由

Ξ

指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、 その図面を青森県農林水産部林政課及び鰺ケ沢町役場に

備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第七十三号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法 (昭和二

十六年法律第二百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年二月四日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

解除予定保安林の所在場所 北津軽郡市浦村大字十三字琴湖岳五三三の一(次の図に示す部分に限る。

保安林として指定された目的

風害の防備

保安林を解除しようとする理由

Ξ

指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、 その図面を青森県農林水産部林政課及び市浦村役場に備

え置いて縦覧に供する。)

## 青森県告示第七十四号

年一月二十七日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、 定により、その要領を次のとおり告示する。 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成十七 同法第三条第一項の規

置いて縦覧に供する。 なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、 青森市役所に備え

平成十七年二月四日

青森県知事 Ξ 村

出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称 青森市長島一丁目一の

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の

青森県知事 三村申吾

埋立区域

青

森

1

四、一五、二五の二二、二五の二三、二五の二四、二五の二五、二五の二六 青森市大字六枚橋字磯打二五の一七、二五の一八、二五の一九、 二五の二〇

二五の四二、 一一の五及び二五の二七の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結んだ線により

まれた区域

の地点 青森市大字六枚橋字磯打一〇番六に設置された金属鋲 (北緯四 五分五二・三秒、 東経一四 度三九分五三・二秒) から六度三七分二 度五

ハ・ハーメートルの地点

の地点 の地点から七三度三三分九八・ メートルの地点

の地点 の地点から一六三度三三分一五 メートルの地点

の地点 の地点から七三度三三分一一・九 メートルの地点

> の地点 の地点 の地点から二五三度三三分一五・六 の地点から一六三度三三分四・七三メートルの地点 メートルの地点

の地点 の地点から一六三度三三分 ・六七メートルの地点

の地点 の地点から二五三度三三分八四・四 メートルの地点

の地点 の地点 の地点から七 の地点から三四 度四三分一二・九四メートルの地点 度二六分三五・八九メートルの地点

の地点 の地点 の地点から二五 の地点から三四 度 度 分一三・九七メートルの地点 分七九・ニニメートルの地点

面積

3

一三、四二一・三六平方メートル

申

吾

Ξ 埋立てに関する工事の施行区域

1

の二八、二五の二九及び二五の四〇の地先公有水面 五の二四、二五の二五、二五の二六、二五の四二、一一の五、二五の二七、二五 五の一八、二五の一九、二五の二〇、一四、一五、二五の二二、二五の二三、二 青森市大字六枚橋字磯打二五の一四、二二五の一、一九の一、二五の一七、二

2 区域

んだ線により囲まれた区域 次の②地点から⑥の地点まで順次直線で結んだ線及び⑥の地点と③の地点を結

aの地点 青森市大字六枚橋字磯打一〇番六に設置された金属鋲 (北緯四 三七・一五メートルの地点 五分五二・三秒、 東経一四 度三九分五三・二秒) から 度五一分二 度五

6の地点 ③の地点から七三度三三分<br />
一八九・七二メートルの地点

②の地点 ⑥の地点から<br />
一二九度<br />
三六分<br />
一五六・六<br />
メートルの地点

団の地点 ©の地点から一九三度三三分<br />
一二七・五<br />
ーメートルの地点

e の地点 ③の地点から二五三度三三分一六七・二二メートルの地点

①の地点 ®の地点から 三四 度一 分一五・一 メートルの地点

hの地点 圏の地点 ① の地点から 二四 ②の地点から<br />
三三七度<br />
五九分五五・<br />
五二メートルの地点 度一一分二九・五三メートルの地点

①の地点 fnの地点から 三四 度二分一一二・ 七メートルの地点

lkの地点 ①の地点 ①の地点から三四 ①の地点から三三六度五四分二一・六一メートルの地点 度一五分三二・三五メートルの地点

3 面積

五五、一一七・四一平方メートル

兀

埋立地の用途

漁港施設用地

公

告

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成十七年二月四日

Ξ 村 申

青森県知事 吾

申請のあった年月日

平成十七年一月二十四日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人循環型社会創造ネットワーク

代表者の氏名

 $\equiv$ 

類家 伸一

兀

主たる事務所の所在地 八戸市柏崎二丁目七の四

五 定款に記載された目的

ことを目的とする。 環型社会の形成に寄与するとともに、世界の環境問題とエネルギー政策に貢献する 産業の振興と新産業を創出し雇用機会の拡大を図り、我が国の持続的発展可能な循 を推進し、環境・エネルギー 産業に関連した先進的な地域を形成することで、既存 この法人は、地域や市民が主体となった環境保全と循環型社会の研究と啓発活動

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社 青森市第二問屋町三丁目 |番七七号 |(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行